

役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 紫陽花会

横須賀あじさい園

役員等報酬規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人紫陽花会（以下「当法人」という）の役員、評議員（以下「役員等」という）に対する報酬及び費用の弁済について必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義 等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

（報 酬）

第3条 当法人は、役員等に報酬を支給することができる。報酬等の額については次の各号のとおりとする。

（1）役 員（常勤役員及び非常勤役員）

理事長 月額 100,000円（日額は支給しない）

理事及び監事 日額 10,000円（理事会出席の都度支給）

ただし、評議員会で定める年総額の範囲を超えないものとする。

（2）評議員 日額 10,000円（評議員会出席の都度支給）

ただし、定款に定める各年度の総額の範囲を超えないものとする。

2 尚、報酬額には費用弁償分は含まないものとする。また、その他の報酬額については、評議員会で別に定める事とする。

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している場合の役員等報酬は、支給しないものとする。ただし、施設業務時間以外の場合は除く。

（費用弁償）

第5条 役員等に交通費実費等の費用弁償を支給することができる。

2 役員等が職務のため出張したときは、その出張についての費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規程により支給する旅費は、出張旅費規程を準用する。

(報酬等の支払い方法)

第6条 役員等に対する報酬、費用等は現金を以って本人に支給する。ただし、本人の申出があった場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(公 表)

第8条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 1月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 6月18日より施行する。

この規程は、平成30年 6月17日より施行する。